

規程の補則説明

競技会規程 第36版 第8編 エンデュランス競技 第822条

822.4.2(b) 選手が落馬したり、他の理由で馬体から離れた場合、あるいは落鉄した場合、人馬コンビネーションはいつでも援助を受けられる。当該選手は下馬した地点あるいはコースから逸脱した地点、もしくは介入を要した地点で再騎乗し／またはこの地点からループを継続しなければならない。落馬したり、他の理由で馬体から離れた選手を援助した選手は、援助を提供したことで制限時間を超過したとしても、時間切れによる失権（FTQ-OT）とはならない。但し、割り当てられた時間を超過した唯一の理由が本条に基づき他の選手を援助したことであると競技場審判団長が納得した場合に限る。

以上の規定（下線部は今版に追加となった部分）についての補足説明となります。（JEF）

「援助に要した時間」の計算方法について 原則として B-A で求める

A : 援助を始めた時刻 = 通報のあった時刻

→ 通報に使用した携帯電話の発信時刻など「客観的に目視できる時刻」を援助を始めた時刻として採用する

B : 援助を終えた時刻 = 再スタートする時刻

→ 役員の到着がない場合は、携帯電話などで再スタートする事を連絡し、連絡に使用した携帯電話の発信時刻など「客観的に目視できる時刻」を援助を終えた時刻として採用する

→ 役員がいる場合は、再スタート時刻を役員が確認する。その時刻を援助を終えた時刻として採用する

具体的な運用について

役員は、

- (1) 落馬、放馬等、アクシデントに際した選手が、大会本部が指定する連絡先に可及的速やかに連絡することを徹底する。
- (2) 通報があった際には、原則として速やかに現場に役員を出向させる。同時に状況を把握し、通報者に指示を行う。
また、着信時刻等を記録しておき、援助行為が伴う場合は具体的内容を記録しておくこと。
- (3) 援助をしたという者が複数名いる場合、「落馬した選手を援助した選手」とそうでない者の区別を明確にする。
- (4) 「落馬した選手を援助した選手」に対し、カットオフタイムを過ぎても走行を継続させ、フィニッシュ後に822.4.2(b)に該当するか審判団で検討し、判定する。
- (5) 822.4.2(b)に該当すると判定された人馬コンビネーションの結果は、「FNR」とし、「援助に要した時間」を結果表に付記する。

報告について

- (1) 本規定を適用した上で「完走」となった場合は、審判長報告書にて「援助に要した時間」の計算根拠を報告すること。
- (2) 公認競技会にて行われる非公認種目においても、審判長報告書への記載は、公認種目と同様に行う。